

証券コード 6858
2021年2月24日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号

株式会社 小野測器

取締役社長 安井 哲夫

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月15日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月16日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号 当社9階講演室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第67期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.onosokki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書、④ 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.onosokki.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.onosokki.co.jp/>) にてお知らせいたします。

<来場される株主様へのご案内>

- ・ マスクの常時ご着用およびアルコール消毒液のご使用にご協力ください。
- ・ 受付付近で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、株主総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、**当日は、先着順にてご入場いただきますので、ご来場いただきましても株主総会会場にご入場できない可能性がございます。**予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項や決議事項のご説明を例年より短縮させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日は、**お土産のご用意、お飲み物のご提供はございません。**何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第67期（自2020年1月1日至2020年12月31日）事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響で、低迷していた経済活動が、緊急事態宣言の解除を契機として、少しずつ回復へと向かって動き出しておりました。しかしながら、年度末に向けて再び感染状況が悪化したことで、この動きが停滞し、本格的な回復には至っておりません。また海外に関しましては、わが国以上に感染状況が深刻であり、人の往来には依然として強い制限が設けられており、企業活動を行う上で、大きな障害となっております。年度末の時点では、感染状況が終息へと向かう兆しも見られず、先行きが大変見通しにくいなかで推移いたしました。

このような事業環境のなか、当連結会計年度の受注高は、新型コロナウイルス感染症による企業活動の停滞や、先行きが不透明ななかでの発注の先送りなどの影響により、9,983百万円（前年同期比25.0%減）となりました。売上高は、特に計測機器における発注の先送りなどによる受注低迷の影響を大きく受けたものの、特注試験装置及びサービスにおける期首の受注残を売上へと結びつけることができたことで、11,841百万円（前年同期比9.2%減）となりました。これらの結果、当連結会計年度末における受注残高は、3,756百万円（前年同期比33.1%減）となりました。

損益面は、利益率が高い計測機器セグメントの売上が大きく減少したことによって、売上におけるセグメント構成が大きく変化した結果、売上原価率は57.2%（前年同期は52.7%）となりました。販売費及び一般管理費は、精力的に研究開発を進めた一方で、展示会の中止などによる広告宣伝費の減少、海外を含めたコロナ禍による出張の減少やオンライン会議の増加による旅費交通費の減少があったことにより、前年同期に比べ70百万円の減少となりました。これらの結果、営業損益は566百万円の損失（前年同期は454百万円の営業利益）、経常損益は523百万円の損失（前年同期は499百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損益は576百万円の損失（前年同期は357百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当社グループでは2019年度からの3ヶ年を第2期（「Challenge Stage II」）とする、中期経営計画を推進しております。詳細につきましては、2019年1月29日公表の「中期経営計画「Challenge Stage II」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、2020年9月10日付けで「事業所用地取得のお知らせ」を公表いたしました。こちらは、当社長期戦略であります「モノ→コト→モノの循環による顧客価値の創出」に則りまして、中期経営計画「Challenge Stage II」でも重点施策として取り組んでおります「エンジニアリング領域の強化による「コト」ビジネスの推進」「社外連携強化による競争力の向上」をより一層推進するため、事業所用地(愛知県豊田市)の取得を行いました。概要等につきましては、当社ホームページをご参照ください。(当社ホームページ <https://www.onosokki.co.jp/>)

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【計測機器】

「計測機器」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による先行き不透明な状況のなかでの発注の先送りの影響を受けました。また、緊急事態宣言下での在宅勤務の拡大により、お客様への訪問が停滞するなど、営業活動も制約を受け、宣言解除後も移動の自粛や、海外渡航の制限、または大規模展示会の中止などプロモーション活動にも大きな影響が及び、特に主力でありますデータ処理装置を中心とした高額案件が、低調に推移いたしました。この結果、受注高は3,624百万円（前年同期比24.1%減）、売上高は3,606百万円（前年同期比27.2%減）となりました。また、セグメント損益は特に主力のデータ処理分野におきまして、新商品の開発に注力（当連結会計年度リリース）した影響などを受けまして、645百万円のセグメント損失（前年同期は347百万円のセグメント利益）となりました。

【特注試験装置及びサービス】

「特注試験装置及びサービス」は、当セグメントの主要なお客様であります自動車業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、「計測機器」同様に営業活動への制約が大きく出ております。しかしながら、前連結会計年度からの受注残案件を、現地調整などへの影響を受けながらも売上へと結びつけられた結果、受注高は6,346百万円（前年同期比25.5%減）、売上高は8,223百万円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は81百万円（前年同期比23.6%減）となりました。

【その他】

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理業務及び当社が所有する土地・建物の管理業務、その他当社からの委託業務等を行っております。

当区分の売上高は154百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益は15百万円（前年同期比23.6%減）となりました。なお、当区分の外部顧客に対する売上高は11百万円（前年同期比1.2%減）であります。

(セグメント別の受注高・売上高状況)

セグメントの名称	受注高			売上高		
	前年度 第66期	当年度 第67期	増減率	前年度 第66期	当年度 第67期	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
計測機器	4,777	3,624	△24.1	4,953	3,606	△27.2
特注試験装置及びサービス	8,518	6,346	△25.5	8,067	8,223	1.9
その他	158	154	△2.4	158	154	△2.4
(調整額) (注) 1	△146	△142	－	△146	△142	－
合計	13,308	9,983	△25.0	13,034	11,841	△9.2

(注) 1. (調整額) はセグメント間取引消去であります。
2. 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は1,136百万円であり、その主なものは事業用地の取得による支出であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大により、国内では緊急事態宣言が発出され、海外におきましても国内同様、あるいはそれ以上の感染が広がっており、人の往来に対しての制限が強く残るなど、実体経済への影響が長引くことを懸念されております。一方で、この感染の拡大により、私たちの社会や人々の意識は、一気に変化することになり、この変化は元に戻ることはないとも言われております。これは、当社グループの主要顧客であります自動車業界におきましても、これまで提唱されておりましたCASE (Connected、Autonomous、Shared/Service、Electric) やMaaS (Mobility as a Service) に代表される変革が、これまで以上の速さで変化することを意味しており、当社を取り巻く事業環境も大きく変化することは避けられないと予想されます。

当社グループでは、このような変化に対応し、更なる成長を遂げるため、長期ビジョン (ありたい姿)、またこのビジョンを実現するための戦略をあわせて策定し、ビジョン実現に向けて実施すべきことは何かとの視点で策定しました中期経営計画「Challenge Stage II」を推進しております。

技術領域におきましては、お客様との価値共創を目指し、当社保有の技術と社外から取り込んだ先進技術を融合した新たな技術の創造による新商品、新サービスの開発を進めます。また、計測、解析、課題解決、ベンチ運用等をエンジニアリングすることで、サービスによる収益を確立し、同時にそこから得られる市場情報を、いち早く商品開発へとフィードバックする体制を整えてまいります。

市場に対しましては、コロナ禍におけるWeb展示会やウェビナーなどのOnline化、デジタル化を進め、これらをマーケティングにも応用し、同時に新市場の開拓に取り組みます。また、海外現地法人とも連携し、グローバル市場での拡販を図ります。

さらに、これらを実現するため、従業員が何ごとへも果敢に挑戦する組織となることを目指し、当社と従業員のエンゲージメントを醸成する働き方改革に取り組みます。当社にとりまして、人財は「財 (たから)」であります。少子高齢化が進展しておりますわが国におきましては、優秀な人財を確保していくことと同時に、シニア層にも「やりがい」を持って活躍できる組織を構築していく必要がございます。そのためにも、年齢、性別、人種等の別なく、多様な人財の協働を推進してまいります。その上で、個人間、または部門間の壁を取り払い、素早い情報の展開と共有によって、組織全体のパフォーマンスの向上に努めます。

当社グループにおきましては、これらの活動を通じ、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、取組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	2017年度 第 64 期	2018年度 第 65 期	2019年度 第 66 期	2020年度 第 67 期
受 注 高(百万円)	13,897	13,346	13,308	9,983
売 上 高(百万円)	12,077	14,440	13,034	11,841
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	198	692	357	△576
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	17.39	61.57	32.03	△51.43
純 資 産(百万円)	14,811	14,749	15,104	14,211
総 資 産(百万円)	21,492	20,980	22,043	20,807

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
オノエンタープライズ株式会社	20百万円	100%	損害保険代理業および不動産の管理
オノソッキテクノロジー インク	100千米ドル	100	北米および欧州の一部における当社製品の販売およびエンジニアリングサービス
オノソッキ (タイランド)	6百万タイバツ	49	東南アジアにおける当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス
オノソッキインディア	40百万インドルピー	100	インド地域における当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス
上海小野測器測量技術有限公司	5百万人民元	100	中華人民共和国における当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス

(注) 1.オノソッキ(タイランド)は、支配力基準の適用により、実質的に支配していると認められたため、連結子会社としております。

2.オノソッキインディアに対する当社の出資比率には、当社子会社であるオノエンタープライズ株式会社による間接所有分0.75%が含まれております。

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の5社を含む6社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、計測機器、特注試験装置の製造販売およびそれら機器、装置等に関するサービスを主たる事業内容としており、その概要は次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
計測機器	各種センサ類、回転・速度計測機器、寸法・変位計測機器、音響・振動計測機器、トルク計測機器、自動車性能計測機器、ソフトウェアおよびこれらのアッセンブルによるデータ解析機器等の製造販売
特注試験装置及びサービス	研究開発用途や品質管理用途の特注試験装置の提供、音響・振動に関するコンサルティングサービス、当社製品のアフターサービス、エンジニアリングサービス等
その他	損害保険代理業務および当社が所有する土地・建物管理、その他当社からの委託業務等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社・ソフトウェア開発センター	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
宇都宮テクニカル&プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
北関東営業所	栃木県宇都宮市
埼玉営業所	埼玉県朝霞市
首都圏営業所	神奈川県横浜市
沼津営業所	静岡県駿東郡
浜松営業所	静岡県浜松市
トヨタ営業所	愛知県豊田市
中部営業所	愛知県豊田市
関西営業所	大阪府吹田市
広島営業所	広島県広島市
九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所 在 地
オノエンタープライズ株式会社 本社	神奈川県横浜市
オノソッキテクノロジーズ 本社	米国イリノイ州
オノソッキ (タイランド) 本社	タイ王国ノンタブリ県
オノソッキインディア 本社	インド共和国ハリヤナ州
上海小野測器測量技術有限公司 本社	中華人民共和国上海市
小野測器ソフトウェア株式会社 本社	神奈川県横浜市

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
計 測 機 器	248 [84] 名	△9 名
特注試験装置及びサービス	309 [86]	8
そ の 他	4 [5]	△3
全 社 (共 通)	43 [13]	5
合 計	604 [188]	1

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、シニア社員、嘱託社員、契約社員およびパートタイマーは〔 〕内に年間の平均人員を外数で表示しております。
 2.全社（共通）に記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	2,282 百万円
株式会社みずほ銀行	1,060

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 11,209,918株 (普通株式)
(自己株式 990,082株を除く)
- (2) 株 主 数 3,813名
- (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社明電舎	884,500 株	7.89 %
桂 武	656,500	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	556,700	4.97
小野測器代理店・特約店持株会	548,000	4.89
株式会社三菱UFJ銀行	547,240	4.88
小野測器取引先持株会	519,450	4.63
小 野 雅 道	358,500	3.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	266,900	2.38
小野測器社員持株会	200,840	1.79
小 野 知 子	194,645	1.74

(注) 自己株式については上位10名に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については、発行済株式の総数から自己株式の数を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

	株式会社小野測器 第1回新株予約権	株式会社小野測器 第2回新株予約権
発行決議の日	2017年3月17日	2018年3月16日
新株予約権の数	290個 (使用人(執行役員)兼務分 116個を含む。)	366個 (使用人(執行役員)兼務分 168個を含む。)
保有者数	取締役5名 (社外取締役を除く。)	取締役5名 (社外取締役を除く。)
目的となる株式の種類 および数	普通株式29,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式36,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり70,100円 (1株当たり701円)	新株予約権1個当たり78,500円 (1株当たり785円)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2017年4月27日から 2047年4月26日まで	2018年4月26日から 2048年4月25日まで

	株式会社小野測器 第3回新株予約権	株式会社小野測器 第4回新株予約権
発行決議の日	2019年3月14日	2020年3月16日
新株予約権の数	507個 (使用人(執行役員)兼務分 232個を含む。)	807個 (使用人(執行役員)兼務分 370個を含む。)
保有者数	取締役5名 (社外取締役を除く。)	取締役5名 (社外取締役を除く。)
目的となる株式の種類 および数	普通株式50,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式80,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり54,800円 (1株当たり548円)	新株予約権1個当たり43,200円 (1株当たり432円)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2019年4月25日から 2049年4月24日まで	2020年4月28日から 2050年4月27日まで

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の概要

	株式会社小野測器 第4回新株予約権
発行決議の日	2020年3月16日
新株予約権の数	153個
交付者数	執行役員9名
目的となる株式の種類および数	普通株式15,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり43,200円 (1株当たり432円)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2020年4月28日から2050年4月27日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
安井 哲夫	代表取締役・取締役社長	
濱田 仁	取締役、常務執行役員、 製造本部長、 宇都宮テクニカル&プロダクトセンター長	
猪瀬 潤	取締役、常務執行役員、 建設業業務担当、 開発設計本部長、 横浜テクニカルセンター長	
大越 祐史	取締役、上席執行役員、 経営管理本部長	
後藤 泰宏	取締役、上席執行役員、 営業本部長	
片岡 啓治	取締役	株式会社明電舎 特別顧問
飯田 訓正	取締役	
金子 孝雄	常勤監査役	
庄山 俊彦	監査役	
藤 康範	監査役	

- (注) 1.取締役片岡啓治および飯田訓正の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.取締役片岡啓治氏は、金融機関での勤務経験および会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しております。
 3.取締役飯田訓正氏は、大学および学術研究団体等における豊富な経験と幅広い見識等を有しております。
 4.監査役金子孝雄、庄山俊彦および藤 康範の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5.監査役金子孝雄、庄山俊彦および藤 康範の各氏は、金融機関での勤務経験および会社経営により培われた深い知識・経験を有しております。
 6.当社は取締役片岡啓治、飯田訓正、監査役金子孝雄、庄山俊彦および藤 康範の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7.2020年3月16日開催の第66回定時株主総会において、藤 康範氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
 8.2020年3月16日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、小野雅道氏が任期満了により取締役を、角野 俊氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

地位	人数	報酬等の額
取締役	8名	107,768千円
監査役	4	33,330
計	12	141,098

- (注) 1.取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2.報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役に付与した当事業年度分の新株予約権に係る費用計上額18,878千円を含めております。
 3.報酬等の額のうち、社外役員6名に対する報酬等の額は48,360千円です。
 4.報酬等の額のほか、社外役員が当社子会社から役員として受けた報酬額は1,300千円です。
 5.報酬等の額のほか、2016年3月18日開催の第62回定時株主総会および2017年3月17日開催の第63回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した役員2名に対して70,880千円(取締役69,500千円、社外監査役1,380千円)を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職の状況	当社との関係
取締役	片岡啓治	株式会社明電舎特別顧問	同社は当社の株式884,500株(持株比率7.89%)を所有する株主であり、当社と同社とは双方の製品を売買する取引関係にあります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	片岡啓治	15回中15回	—	取締役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
取締役	飯田訓正	15回中15回	—	取締役会において主に大学での研究指導、学術研究団体等における豊富な経験からの発言を行っております。
監査役	金子孝雄	15回中15回	21回中21回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
監査役	庄山俊彦	15回中15回	21回中21回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
監査役	藤 康範	就任後 11回中11回	就任後 15回中14回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	30,000 千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、監査計画における監査内容・監査時間・配員体制、報酬見積の計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額については同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人に法令・定款および社会規範の遵守を徹底するため、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程を制定する。また、当社グループの横断的なコンプライアンス体制を整備するため、行動規範（コンプライアンス・マニュアル）等の作成、教育・研修の実施など、コンプライアンスに関する取り組みを行うこととする。

当社グループの取締役および使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報およびその内容・対処案が取締役会・監査役会に報告される体制に係る内部通報規程を制定し当該体制を整備、運用する。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、その取扱は当社社内規程およびそれに関する管理マニュアルを整備してこれらに従い適切に保存・管理する。

取締役および監査役は常時文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制を整備するため、当社グループ全体のリスク管理に関する規程の制定を行い、リスク管理委員会の設置と、その下にリスクカテゴリー（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、環境、災害等）毎の分科会を置くこととする。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理を総括し、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認等を行い、また損失の危険のある事態が生じた場合に、その内容・対処案が当社の取締役会・監査役会に報告される体制を整備することとする。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営組織として取締役会を頂点とし、その下に経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等を設置し、年度計画に基づく目標達成のため、経営判断・業績報告・業務の進捗状況確認等を行う。

取締役会は毎月1回定例で開催し、取締役会規則に定められている付議事項および付議基準に該当する事項について審議する。また、取締役会では月次の業績の報告と、その内容について各担当取締役に結果の要因分析とその改善策等を報告させる。

経営会議は毎週1回定例で開催し、取締役、常勤監査役、執行役員全員が出席する。経営会議では経営会議規程に基づき業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行い、経営効率を向上させる。

日常の業務執行に際しては、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、権限を委譲された各部署の責任者は当該権限の範囲で意思決定を行い、業務を執行する。また、各部署の責任者が取締役、常勤監査役に対しその業務執行状況の報告を各四半期終了の翌月に総務部門を通して提出する。

- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の業務執行の状況を確認するため、当社の定める子会社管理規程に基づき、一定の事項について子会社に対し当社への報告・承認を義務づけるとともに、当社の各四半期終了の翌月に開催される経営会議において、当社の子会社担当取締役の出席のもと当社子会社の取締役等を出席させ情報の共有化を進める。
- ⑥ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の定める子会社管理規程に基づき、当社の子会社担当取締役等および子会社代表取締役をメンバーとする会議を設置し、当社グループ全体の経営目標を見据えた当社子会社の経営（事業計画、資金計画、業績評価、組織・人事管理等）に関する事項を策定するとともに、これに伴う業務について当社の関係部門からの業務提供を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する当社社内規程を整備し、次の事項を明記するとともに当該規程を実施、運用する。
- ・ 監査役の職務を補助する部門を内部監査部門または総務部門とし、監査役は内部監査部門または総務部門所属の使用人に監査役業務に必要な事項を命令することができる。
 - ・ 当該使用人は監査役の指揮命令に関して、取締役、所属部署長等の指示・命令を受けないものとする。

- ・当該使用人は監査役の指揮命令に従う。
- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - 当社グループの役員および使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて主に次の事項につき報告および情報提供を行う。
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・月次の経営状況として重要な事項
 - 当社グループの役員および使用人は、主に次の事項については発見次第、直ちに監査役に報告を行う。また、当該事項につき通報体制の担当部署が通報を受けた場合等は、当該部署担当者等より監査役に報告を行う。
 - ・当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・重大な法令・定款違反
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社の監査役に報告を行った当社グループの役員および使用人等に対しては、内部通報規程に定められている通報者に対する不利な取扱いの禁止および不利な取扱いをした者への処分に関する規定と同様の取扱いをすることとする。
- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当該費用または債務等の支払等の処理を行う。
- ⑪ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - 当社の常勤監査役は、業務執行の状況を把握するため、経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等の重要な会議に出席する。また、各監査役は必要に応じて業務執行に関する文書等を閲覧し、取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- ⑫ 財務報告に係る内部統制の強化
 - 金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関し、財務報告の信頼性の確保および資産の保全を達成するために、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統

制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に組み込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立する。

これらを具体的に実施するにあたり、必要な体制を整備し、運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、コンプライアンス規程に基づき、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会では、当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用強化およびコンプライアンスに関する問題・課題等の審議・解決を図ることとしております。また、当社各部門および当社子会社にコンプライアンス推進責任者を選任しており、各部門・子会社内でのコンプライアンス規程等の周知などコンプライアンスの推進を図っております。

当社は、内部通報規程に基づき当社内外において内部通報の通報受付窓口を設置しております。通報窓口利用の実効性を上げるため当社外に委託している通報窓口を2カ所といたしております。

② リスクマネジメント

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しております。当該委員会は、定期的（2カ月に1回）に開催しており、当社グループのリスク管理を統括するとともに、各リスクカテゴリーの分科会よりリスク管理状況の報告を受け、新たに特定されたリスクの評価および顕在化したリスクへの対応等を行っております。

③ 取締役の職務執行

当社の取締役は、その職務の執行を効率的に行うために、定期的で開催される取締役会（毎月1回および臨時）、経営会議（毎週1回）、トップマネジメントミーティング（毎四半期2回）および営業会議（第2・4四半期各1回）に出席し、経営判断・業績の報告・業務の進捗確認を行っております。

当社子会社の各代表取締役は、当社営業会議に出席するとともに、営業会議と同時期に当社子会社担当取締役等も同席する当社子会社の経営事項に関する会議に出席しております。

④ 監査役の監査

当社の監査役は、定期的で開催される監査役会（毎月1回および臨時）ならびに取締役会（毎月1回および臨時）に出席するとともに、常勤監査役においては、経営会

議、営業会議、リスク管理委員会、情報管理委員会、コンプライアンス委員会およびJ-SOX推進委員会等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

当社は、監査役への補助および報告に関する規程を制定いたしております。当該規程において監査役の職務を補助すべき使用人の設置、監査役への報告義務および監査役への報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。

⑤ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、J-SOX推進委員会を設置しており、内部統制評価計画書に基づき、当該委員会の委員が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。当該委員会は、年間4回開催され、財務報告に係る内部統制の評価内容等の報告が行われました。

⑥ 内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、当社および当社子会社の内部監査を実施いたしました。監査結果は被監査部門に通知され、必要に応じて是正処置がとられております。内部監査実施結果は取締役会に報告されております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保充実を図るとともに、株主各位に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識し、連結業績に応じた利益配分を基本に連結配当性向30%を目安として、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

各事業年度の配当金額は、当該事業年度の業績およびキャッシュ・フローの水準、設備投資計画等を踏まえて決定することとし、内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えに投入していくこととしております。

配当につきましては、取締役会決議による中間配当および期末配当の年2回を行うこととしております。なお、当社は「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めております。

当期の利益配当につきましては、上記の方針および当期の業績等を踏まえ、1株当たり配当額は、中間配当額5円、期末配当額5円といたしました。これにより、年間配当額は1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,102	流動負債	4,029
現金及び預金	2,843	買掛金	249
受取手形及び売掛金	2,118	短期借入金	2,400
商品及び製品	468	1年内返済予定の長期借入金	414
仕掛品	843	未払法人税等	28
原材料及び貯蔵品	675	未払費用	319
その他	156	賞与引当金	60
貸倒引当金	△4	前受金	180
		その他	376
固定資産	13,705	固定負債	2,567
有形固定資産	11,269	長期借入金	528
建物及び構築物	3,706	退職給付に係る負債	1,959
機械装置及び運搬具	589	その他	78
工具器具及び備品	201	負債合計	6,596
土地	6,743	純資産の部	
建設仮勘定	27	株主資本	14,089
無形固定資産	389	資本金	7,134
ソフトウェア	380	資本剰余金	1,800
ソフトウェア仮勘定	2	利益剰余金	6,053
その他	6	自己株式	△898
投資その他の資産	2,046	その他の包括利益累計額	△83
投資有価証券	1,057	その他有価証券評価差額金	△4
繰延税金資産	621	為替換算調整勘定	△52
保険積立金	307	退職給付に係る調整累計額	△26
その他	60	新株予約権	127
		非支配株主持分	79
資産合計	20,807	純資産合計	14,211
		負債純資産合計	20,807

連結損益計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		11,841
売 上 原 価		6,771
売 上 総 利 益		5,069
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,635
営 業 損 失		566
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	47	
雇 用 調 整 助 成 金	15	
賃 貸 収 入	23	
そ の 他 収 入	22	110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
売 上 割 引	20	
支 払 手 数 料	16	
賃 貸 収 入 原 価	11	
そ の 他 費 用	5	67
経 常 損 失		523
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	8
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		531
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25	
法 人 税 等 調 整 額	29	54
当 期 純 損 失		586
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		10
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		576

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,311	流動負債	3,916
現金及び預金	2,164	買掛金	254
受取手形	283	短期借入金	2,400
売掛金	1,820	1年内返済予定の長期借入金	414
商品及び製品	450	未払金	43
仕掛品	822	未払費用	318
原材料及び貯蔵品	675	未払法人税等	17
その他	93	未払消費税等	193
固定資産	13,784	前受り金	97
有形固定資産	11,240	預り金	121
建築物	3,647	賞与引当金	56
構築物	58	その他の他	1
機械及び装置	575	固定負債	2,521
車両及び運搬具	5	長期借入金	528
工具器具及び備品	181	退職給付引当金	1,913
土地	6,743	長期未払金	69
建設仮勘定	27	その他	9
無形固定資産	388	負債合計	6,438
ソフトウェア	379	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	2	株主資本	13,534
電話加入権	4	資本金	7,134
その他	2	資本剰余金	1,800
投資その他の資産	2,154	資本準備金	1,800
投資有価証券	1,051	利益剰余金	5,499
関係会社株式	146	その他利益剰余金	5,499
繰延税金資産	604	繰越利益剰余金	5,499
敷金及び保証金	44	自己株式	△898
保険積立金	307	評価・換算差額等	△4
資産合計	20,095	その他有価証券評価差額金	△4
		新株予約権	127
		純資産合計	13,657
		負債純資産合計	20,095

損益計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	11,510
売上原価	6,776
売上総利益	4,733
販売費及び一般管理費	5,303
営業損失	570
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	55
雇用調整助成金	15
賃貸収入	43
経営指導料	8
その他	15
営業外費用	
支払利息	13
売上割引	20
賃貸収入原価	20
支払手数料	16
その他	5
経常損失	507
特別損失	
固定資産除却損	7
税引前当期純損失	515
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	21
当期純損失	557

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

株式会社 小野測器
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小野測器の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小野測器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

株式会社 小野 測 器
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 村 竜 平 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 誠 三 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小野測器の2020年1月1日から2020年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

株式会社 小野 測 器 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 金子 孝 雄 ㊟

社 外 監 査 役 庄 山 俊 彦 ㊟

社 外 監 査 役 藤 康 範 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため取締役1名の増員を含めて、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	安井 哲夫 (1947年10月18日生)	1972年4月 当社入社 1989年7月 当社商品企画部長 2003年3月 当社取締役経営推進部長 2009年3月 当社常務取締役経営企画主幹 2010年3月 当社専務取締役管理本部長 2015年3月 当社代表取締役・取締役社長、 人事担当、品質担当、建設業業務担当 2018年4月 当社代表取締役・取締役社長、 人事担当 2020年4月 当社代表取締役・取締役社長 現在に至る	58,524株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり当社の経営に携わり、2015年3月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの企業価値の向上のためリーダーシップを発揮しております。当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	はま だ ひとし 濱 田 仁 (1963年6月3日生)	1986年4月 当社入社 2007年1月 当社経営推進室長 2009年4月 当社執行役員経理部長 2013年3月 当社取締役管理本部長、経理部長 2017年4月 当社取締役上席執行役員、 財務経理ブロック長、経営企画室長 2018年4月 当社取締役常務執行役員、 経営企画室長 2019年4月 当社取締役常務執行役員、 製造本部長、宇都宮テクニカル&プロ ダクトセンター長 現在に至る	8,381株
<p>【取締役候補者とした理由】 企画・管理・製造等の分野での豊富な経験と優れた人格および知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
3	いの せ じゅん 猪 瀬 潤 (1962年8月4日生)	1987年4月 当社入社 2003年4月 当社設計技術ブロック技師 2008年4月 当社執行役員ソフト開発センター長 2013年3月 当社取締役営業本部長 2017年4月 当社取締役上席執行役員、 システム事業本部長、 システムSEブロック長、 横浜テクニカルセンター長 2018年4月 当社取締役常務執行役員、 建設業業務担当、システム事業本部長、 横浜テクニカルセンター長 2019年4月 当社取締役常務執行役員、 建設業業務担当、開発設計本部長、 横浜テクニカルセンター長 現在に至る	7,005株
<p>【取締役候補者とした理由】 技術開発・営業等の分野での豊富な経験と優れた人格および知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	おお こし ゆう じ 大越 祐史 (1963年2月9日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員原価統制部長 2013年1月 株式会社小野測器宇都宮代表取締役・ 取締役社長 2015年3月 当社取締役管理本部担当主幹 2015年4月 当社取締役営業本部長 2017年4月 当社取締役上席執行役員、 電子計測事業本部長、宇都宮テクニカ ル&プロダクトセンター長 2019年4月 当社取締役上席執行役員、 経営管理本部長、経営企画室長 2020年4月 当社取締役上席執行役員、 経営管理本部長 現在に至る	7,485株
【取締役候補者とした理由】 技術・管理・営業・製造等の多様な分野での豊富な経験と優れた人格および知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			
5	ご とう やす ひろ 後藤 泰宏 (1960年8月3日生)	1983年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員経営企画室長、 AIB戦略マーケティング・プロジェクト プロジェクトマネージャー 2017年3月 当社取締役経営企画室長、 AIB戦略マーケティング・プロジェクト プロジェクトマネージャー 2017年4月 当社取締役上席執行役員、 営業本部長、営業統括ブロック長 2018年4月 当社取締役上席執行役員、 営業本部長、商品統括ブロック長 2019年4月 当社取締役上席執行役員、 営業本部長 現在に至る	2,692株
【取締役候補者とした理由】 営業部門での豊富な経験と優れた人格および知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	かた おか けい じ 片 岡 啓 治 (1943年12月22日生)	1966年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井 住友銀行）入社 1989年 5 月 同社営業審査部長 1992年 6 月 同社取締役日比谷支店長 1996年 5 月 同社常務取締役本店営業本部長 1998年 6 月 株式会社明電舎取締役副社長 2002年 6 月 同社代表取締役社長 2008年 6 月 同社代表取締役会長 2012年 3 月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社明電舎特別顧問	18,902株
【社外取締役候補者とした理由】 金融機関での勤務経験および会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの企業価値の向上のため、適時適切な意見を表明していただくこと、また独立した視点から経営を監督するとともに、取締役会における意思決定の局面等において、必要な意見を述べていただけるとの判断から、引き続き社外取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	いいだのりまさ 飯田訓正 (1951年1月26日生)	1980年4月 慶應義塾大学工学部助手 1983年9月 工学博士（慶應義塾大学） 1985年4月 慶應義塾大学理工学部専任講師 1989年10月 財団法人神奈川科学技術アカデミー 第2研究室長兼任 1990年4月 慶應義塾大学助教授 1997年4月 同大学教授 2014年10月 内閣府「総合科学技術・イノベーション 会議(CSTI)」SIP(戦略的イノベーション 創造プログラム)「革新的燃焼技術」 ガソリン燃焼チーム研究責任者 2016年4月 慶應義塾大学大学院理工学研究科 特任教授 2019年3月 当社取締役 現在に至る	5,288株
【社外取締役候補者とした理由】 大学にてシステムデザイン工学や内燃機関の研究を指導するほか、自動車技術会理事や環境省中央環境審議会専門委員（現任）等を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しており、直接会社経営に関与されたことはありませんが、当社グループの企業価値の向上のため、適時適切な意見を表明していただくこと、また独立した視点から経営を監督するとともに、取締役会における意思決定の局面等において、必要な意見を述べていただけるとの判断から、引き続き社外取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	葛西 功 (1963年7月4日生) 【新任】	1986年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員品質保証部長 2015年4月 当社執行役員電子計測事業本部長代理、 開発製造ブロック長 2018年4月 当社執行役員システム事業本部長代理、 システム統括ブロック長、 システムサービスブロック長 2019年4月 当社執行役員特注設計ブロック長 現在に至る	3,924株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>技術開発部門での豊富な経験と優れた人格および知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1.片岡啓治および飯田訓正の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 2.片岡啓治氏は、2008年6月より2013年6月まで株式会社明電舎の代表取締役会長の職にあった者であり、現在は同社の特別顧問であります。株式会社明電舎は当社の株式を所有する主要な株主であり、当社と同社とは双方の製品を売買する取引関係にあります。
- 3.片岡啓治氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
- 4.飯田訓正氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 5.片岡啓治および飯田訓正の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 6.当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年4月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- 7.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かくのしゅん 角野 俊 (1950年5月6日生)	1975年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入社 2002年5月 同社営業第一本部営業第一部長 2003年10月 株式会社ディーシーカード(現三菱UFJニコス株式会社) 取締役 2008年7月 株式会社ジャルカード常勤監査役 2012年2月 当社顧問 2012年3月 当社常勤監査役 2016年3月 当社監査役 2020年3月 当社顧問 現在に至る	4,200株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関での勤務経験および会社経営により培われた深い知識・経験ならびに当社監査役の経験を当社の監査体制の強化に生かしていただけるとの判断から、補欠の社外監査役候補者としました。		

- (注) 1.角野 俊氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 2.角野 俊氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 3.当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年4月更新の予定であります。本議案でお諮りする候補者については、社外監査役に就任した場合に被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- 4.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

当社は、2017年3月17日開催の第63回定時株主総会において、当社の社外取締役以外の取締役を対象に株式報酬型ストックオプション報酬額および内容について、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただいております。

今般の会社法改正に伴い、社外取締役以外の取締役に報酬としてこのご承認いただいている新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容に、新たな内容(下線部分)を加えて、今後も従前と同様に、新株予約権を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

現在の社外取締役以外の取締役は5名であり、第1号議案が原案どおり承認されますと本総会終結の時から6名となります。

各取締役へのストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、ストックオプションとしての報酬枠は、第63回定時株主総会においてご承認いただいているとおり、社外取締役以外の取締役に對して年額3,000万円以内であり、報酬額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

記

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度を廃止し、社外取締役以外の取締役に對して、当社株価と社外取締役以外の取締役の報酬の連動性を強め、業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めることを目的として新株予約権を割り当てるものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個あたり100株とする。なお、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式50,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、次のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会

決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

・当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

・当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

・当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

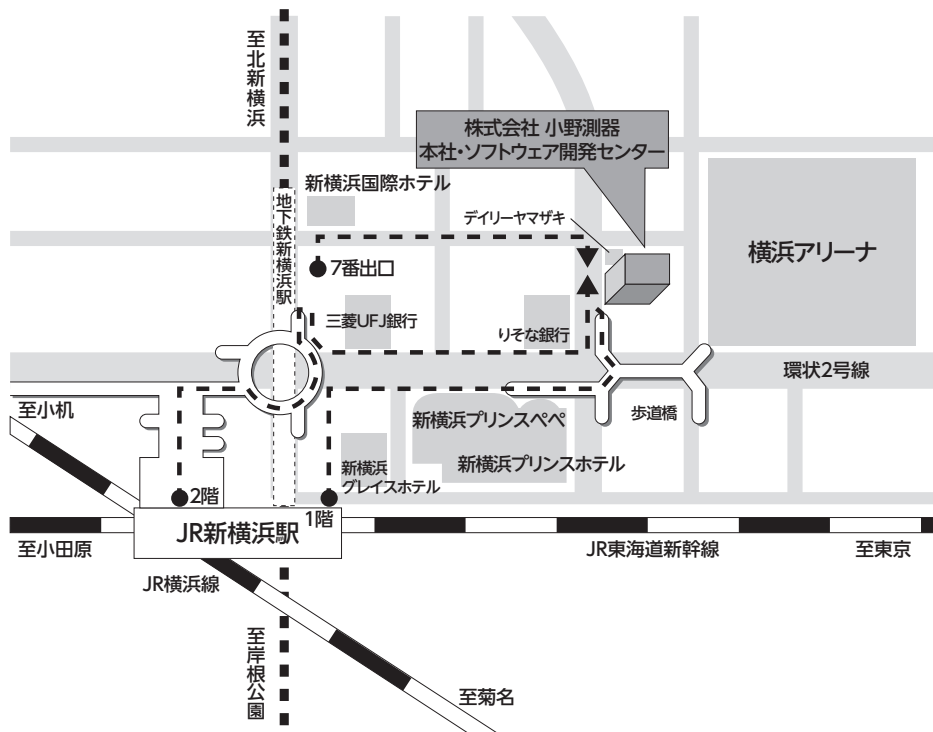
・新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他新株予約権の内容

上記(1)から(8)の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



株式会社小野測器 本社・ソフトウェア開発センター 9階 講演室
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
045-935-3888 (大代表)

- JR横浜線 (北口)、東海道新幹線 (東口・西口) 新横浜駅下車 徒歩5分
- 横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅 7番出口より徒歩3分